

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

交通事故で息子を亡くしました。 裁判の被害者参加とは何ですか。

亡くなった息子のことでご相談です。昨年、大学生の息子を交通事故で亡くしました。友達と飲んでの帰り、家までの人通りのない道をほろ酔い加減で歩いていたら、急に車が突っ込み、息子は全身を打って転倒しました。車はそのまま逃走。警察が必死で捜査してくれ、半年後に運転者は逮捕されました。ひき逃げと自動車運転過失致死容疑です。よほど質の悪い男に違いないと思っていたら、見た目は普通の若い会社員で、息子と変わらないのにびっくりしました。

まったくということですが、すぐに救助されていれば少なくとも命は助かったと医者に言われました。逃げておいて、今更どれほど謝ってくれても、息子は永久に戻ってきません。悲しいという気持ちすら起こらず、なんとなく毎日

償もそこで取れるのだとか。警察で教えてもらった法テラスという所に電話をしましたが、資産が一定以上ある場合はそこでは頼めないとのこと。先生は犯罪被害者のことにお詳しいと聞きましたので、伺いました。



被害者遺族として望む求刑ができます。 しかし、参加は義務ではありません。

慰めようのないほど、おつらい目に遭われましたね。事故を起こした場合、直ちに110番・119番をするのはいわば運転者の常識なので、あえてそうせずに逃走するのは大體、飲酒運転か無免許運転と言つていいでしょう。飲酒の場合は何時間か過ごして酒気が消えるのを待つて出頭してくることもありますが、その男はずっと自分の犯した現実から逃げていたのですね。許せないのは当然のことと思います。

さて、ここ数年刑事司法が大きく変わった点が2つあります。一つは裁判員裁判、もう一つが犯罪被害者の地位の向上です。そもそも刑事訴訟法という法律は、歴史的に見てどの国でも、弱い被疑者・被告人を強大な国家権力からいかに守るかに主眼を置いて作られていますので、被害者は当事者ではなく、証拠の扱いでしかありませんでした。それが、奥様を逆恨みの男に殺害された岡村勲弁護士らの粘り強い活動の成果によって、大きく

まずは公判廷での被害者参加です。

席は検察官の隣で、弁護士と一緒に出席でよいのです。生命・身体への犯罪の場合、被害者または遺族が、情状証人に反対尋問をしたり被告人に直接質問をしたりする権利です。その上で検察官同様、最終意見陳述をし、求刑もできます。検察官は量刑基準に縛られた求刑しかできませんが、被害者遺族として真に望む求刑をしてよいのです。もっとも裁判官（本件の場合は裁判員裁判ではありません）がどう判断するかは別の問題です。

さて、損害賠償命令についてですが、従来は別途民事裁判を

起こさなければならず大変な手間でしたが、その同じ裁判の機会・証拠を利用して同じ裁判官に命令を出してもらえるようになったのです。ただし、これは故意の犯罪に限られていて、本件では残念ながら利用できません。被害者参加の権利は義務ではないので、出ないといけないことはないです。ただ、おそらく裁判は1回で終わると思うので、後悔のないようになさってください。